

(設置)

第1条 産業振興に関する諸施策の推進及び本市産業における労使関係を安定化し、生産性を向上することによる労働関係諸施策の推進を図るため、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市内産業の経営基盤の強化、販路の拡大等の産業振興施策に関する重要事項
- (2) 労使問題に関する重要事項及び雇用の安定の確保等の労働関係施策に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 産業関係団体を代表する者
- (3) 勤労者を代表する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長をおき、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(関係者の出席及び資料の提出)

第9条 審議会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(川口市商工行政審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 川口市商工行政審議会条例(昭和53年条例第61号)
 - (2) 川口市労政協議会条例(平成9年条例第31号)
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)